ヒアリング項目:給水区域の縮小に係る許可基準の明確化

【提案事項】

水道法に基づく給水区域の縮小に係る許可基準の明確化

平成29年7月13日 (愛知県豊田市)

重点番号29:給水区域の縮小に係る許可基準の明確化

(豊田市)

## ①提案の理由

豊田市は平成29年3月、5つの簡易水道の統合に伴う区域拡張により、計画給水人口430,000人、計画一日最大給水量164,700㎡/日で水道事業を進めているところであるが、統合した旧簡水地域の大部分は、住居の点在する山間部が多く、地形等の諸条件から上水道管の新設または、施設の増設等に膨大な費用がかかり企業会計を圧迫している。

現行の水道法では、給水区域内の需要者からの給水契約の申込みに対して、『正当の理由がなければ、これを拒んではならない』と定められているため、次のような事例が発生している。

### (事例1)

・数年前、山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円ほどの建設費が掛かった。更に近年、水質異常の兆候が見られたため水質浄化の簡易装置3,000万円(ランニングコストは含まない)を新設する計画がある。

### (事例2)

・20年ほど前、3件に給水を行うため管路L=2,900m、ポンプ場 N=1箇、配水場 N=1箇所の設置に34,400万円ほどの建設費が掛かったが、3件のうち2件は既に住人がおらず、過去10年以上にわたって使用実績が無い状態。

# ②提案の内容

給水区域内の需要者からの給水契約の申込みに対しては、正当の理由がないかぎり、 給水義務が生じる(水道法第15条)。

過疎化等により、給水区域においても居住する者がおらず、需要者からの給水契約の 申込み自体が想定されない区域が発生しているなどのため、給水区域の縮小を行うこと が必要である。

しかし、水道法令によっては、**どのような場合に、給水区域の縮小が可能となるのか**が明示されておらず、給水区域を縮小することが困難であることから、過大な投資が見込まれる地域が存在する。このため、給水区域の縮小に係る許可基準を明確化してほしい。

# ③考えられる許可基準の例(案)

### 既認可給水区域において

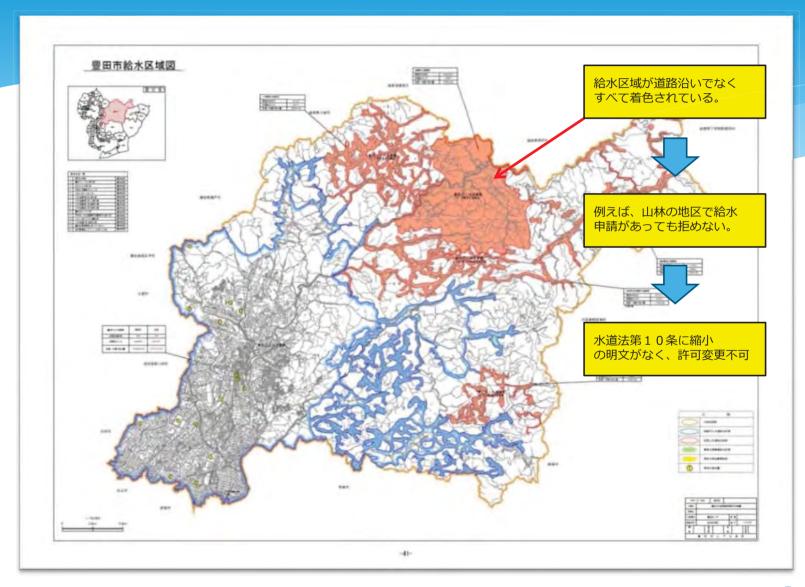
・過去数年間に給水実績のない地域(現に人が居住せず、かつ、近い将来にわたっても人の居住が想定されない地域)

その他にも

- ・向こう数年のうちに開発計画を含めた宅地計画の見込みがない地域
- ・山間地の地形的末端地域
- ・既存施設からの延伸が費用対効果で困難な地域

等が考えられる。

# ④豊田市の給水区域



# ⑤今後想定される事例

※水圧が確保できた場合

(給水区域)



建設費(Φ75鋳鉄管) 8.9万円/m×200m=1,780万円料金収入(4人世帯) 0.66万円/月×12ヶ月=7.92万円回収するには 1,780万円÷7.92万円/年≒224.75年

⇒ 約225年必要

※40年後には更新も必要!

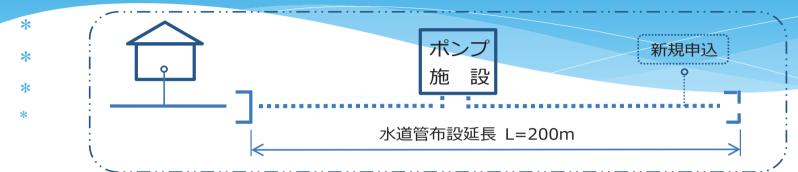
↓ 採算がとれない 』

水道事業を維持するためには水道料金が上昇し、住民の負担が増大する

40年間で回収するために必要な水道料金 ※<u>1,780万円</u>÷40年÷12ヶ月≒3.7万円/月 (建設費) 3.7万円/月(現在の約6倍)

#### ※水圧が確保できない場合

### (給水区域)



上記の事例に、中継ポンプ場(23,400万円)が追加されることになるため、回収には更に年月がかかる。

#### ※40年後には更新も必要!

40年間で回収するために必要な水道料金 52万円/月(現在の<u>約**79倍**)</u> ※ <u>(1,780万円+23,400万円</u>)÷40年÷12ヶ月≒52万円/月 (建設費)

# 6効果

水道法に基づく許可基準が明確化されることにより、給水設備の施工に膨大な費用を要する地域や人が居住しなくなった地域が給水区域から外れれば、給水義務がなくなり、水道事業に係る建設費、メンテナンスコストの削減が図れる。



水道料金の引き上げ抑制が可能となり、低廉な水の供給により住民サービスの維持向上に資する。

## (参考)参照条文

#### 水道法

#### 第10条 (事業の変更)

- \* 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水 地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するときを除く。) は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新 たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なけ れば、当該認可を受けることができない。
- \* その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。
- \* こ その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。
- \* 2 第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。
- \* 3 水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働 省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

\*

- \* 第11条(事業の休止及び廃止)
- \* 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。
- \* 2 前項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け 出なければならない。

### 第15条(給水義務)

水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受け たときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。 ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由が あってやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができ る。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間 をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。